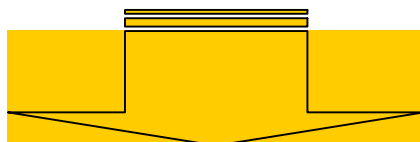


## 最近寄せられた情報から

「農業法人助成金」と称し、農業法人の設立に当たって、あたかも農林水産省が助成金を交付するような文書(別紙1)が配布されている。

中小企業の経営者や農業者等に対して、「生産振興総合対策事業」や実在しない補助事業名等(例「生産振興**統合**対策事業」)を用いて「国の補助事業を利用するためには、法人の設立が必要」と持ちかけるケース(別紙2)が発生している。



**ご注意ください**

・農林水産省としては農業経営の法人化を推進していますが、「農業法人助成金」という名称の補助金は実在しません。

・農業法人を設立すれば、必ず補助事業が利用できるとは限りません。

実在しない助成金や補助事業、又は、これらに類する文書を配布して法人の設立を持ちかけられた場合、あるいは、不審に思われた場合は、農林水産省へご相談ください。

問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課 農業法人担当 (03)3501-3742(直通)

あたかも農林水産省が助成金を交付するかのよう~~に作成された文書~~

## 農業法人助成金

農 林 水 産 省

農林水産省が、日本国内での食料の調達~~の比率に将来への大きな不安を感じ、日本における農業の復活と躍進を図るため、農業の復活に貢献できる組織の擁立を行うよう積極的に動き出しました。~~

~~この日本の新たな農業の組織を創立することに参加するために、次の各要綱を満足させる必要があります。~~

~~以下に列記します。~~

### 記

- 1、連続した場所に田畑、雑種地を総計7000坪以上であること。  
(道路、河川をまたがないこと)  
雑木林程度は可
- 2、耕作者証明：農協 3名必要  
耕作者証明本人1名に奥さんと子供2名 合計3名(住民票が必要)
- 3、土地が平坦地であること。
- 4、土地の謄本、公図、航空地図、白図(等高線が入ったもの)
- 5、筆数の多いときは代表をひとつとり、公図によるリストの面積全てに丸をつける。
- 6、現地の写真、隣接道路から土地の全景を撮影する。
- 7、資本金2000万円の株式会社の農業法人を設立する。  
代表取締役社長(耕作証明者以外の人：通常は土地の名誉職者)  
専務取締役(耕作者本人でも可)  
常務取締役  
発 起 人 : 取締役 何名でも可(取締役は耕作者)  
監 査 役
- 8、事業計画書添付
- 9、助成金の支給時期と金額：設立100日後、総額3億円以内

あたかも農林水産省の補助金であるかのように作成された文書

### 生産振興統合対策事業

- 1) この対策資金は、国50%、県20%、地方(市町村)10%である。
- ・ 1) この助成金を調達するには、株式会社で農業生産法人を設立し、申請する事が必要。
  - 1) 専業農家(耕作証明のある人)3名以上が必要である。
  - 1) 定款に専業農家3名以上の役員を選任する事。
- ・ 1) 本店の所在地は生産地に設立する。
  - 1) 生産地の面積は7,000坪以上である事。
  - 1) 水耕栽培で生産する農産物には規制するものは無い。  
(ブチ酢菜から果物まで)
- ・ 1) 30億円の枠、返済期間10年~15年以内(1年据え置き)金利(年)2.6%である。
  - 1) 弁護士、政治家が関係してはならない。
  - 1) 申し込みしてから実行まで半年から1年以内かかる。